

令和6年度 相談系サービス事業所 開設説明会

令和6年9月25日(水)9:30~12:00

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

障害施策推進課 相談支援推進係 の担当業務

➤ 障害者総合支援法の相談系業務

計画相談支援 地域相談支援 自立生活援助
相談支援専門員の資格取得・スキルアップ研修の実施

➤ 障害者相談支援事業

基幹相談支援センター 自立支援協議会 二次相談支援 発達障害者支援

➤ 横浜市の単独事業

障害者自立生活アシスタント 精神障害者退院サポート事業
後見的支援事業

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 重度障害者等包括支援

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補装具

訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

地域相談支援給付

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

計画相談支援給付

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日常生活用具
- ・ 日中一時支援
- ・ 広域支援
- ・ 人材育成
- 等

児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

指定特定相談支援事業 (計画相談支援)

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

はじめに・・・

障害福祉サービス（介護給付や訓練等給付、地域相談支援給付）を利用する際には「サービス等利用計画」の作成・提出が必須になっています。

サービス等利用計画には、

- ① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するもの
- ② 利用者等が自ら作成するもの（＝セルフプラン）

この2種類があります。

指定特定相談支援の概要

障害者総合支援法における 指定特定相談支援事業

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業は
基本相談支援と計画相談支援を行う事業です。



基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することです。

ようするに

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による

相談支援の基本的な業務と言えます。

例：サービス利用前の相談やモニタリング時以外の日頃のやり取りや相談対応など

計画相談支援

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することです。

具体的には

サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）や
継続サービス利用支援（モニタリングの実施）等を行います。

計画相談支援の対象サービス

計画相談支援は、介護給付（居宅介護や生活介護など）、訓練等給付（就労継続支援（A型・B型）、グループホーム、自立生活援助など）、地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）を利用される方が対象です。

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

また、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用する場合は、「障害児相談支援（※）」が対象となります。

※障害児相談支援を行う場合は計画相談支援とは別に指定が必要です。

障害福祉サービスにおける 計画相談支援の位置づけ

市町村

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付

- ・居宅介護
- ・生活介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・行動援護

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援給付

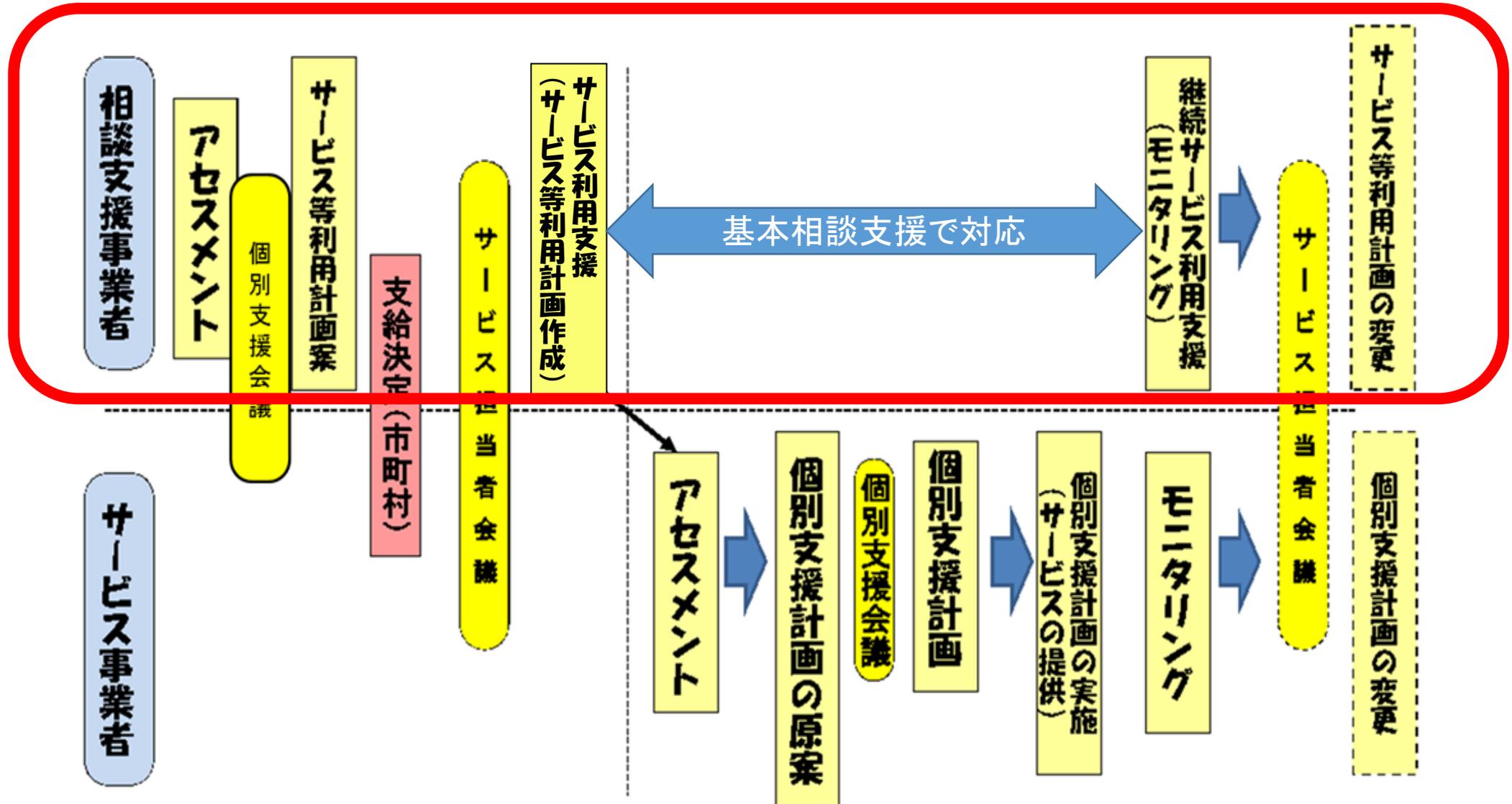
- ★サービス利用支援
- ★継続サービス利用支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・移動支援
- ・日常生活用具
- ・広域支援
- ・コミュニケーション支援
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援
- ・人材育成
- 等

都道府県

計画相談支援のプロセス



サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)

生活全体を通じた本人の希望や目標、希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載したサービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は・・・

- ◆人生の設計図となるもの → 本人の人生を支える
- ◆生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示すもの → 支援する人の共通理解を形成
- ◆障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり支給決定の根拠(勘案資料)となるもの → 行政として支える

⇒本人と支援者等が同じ方向を向いて支援していくべき指針

継続サービス利用支援 (モニタリングの実施)

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の状況を確認した上で、サービスの継続利用等の適性を判断し、モニタリング報告書等を作成します。

本人の希望や今後の生活全体の目標等を含めて作成した「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を関係機関とともに、モニタリングを繰り返すことでアセスメントが深まり、計画の微調整や軌道修正等を行い、本人の希望等の実現に向けた支援が可能となります。

ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や環境に対応していく動的プロセスであり、修正や変更の必要がない完璧な計画はありません。

計画相談支援事業の人員基準

計画相談支援における人員基準

従業者	要件
管理者 (資格不要)	1名 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※当該事業所の相談支援専門員との兼務が可能 ※障害児相談支援事業所との兼務が可能
相談支援専門員 (要相談支援専門員資格)	1名以上 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助事業所との兼務が可能 ※当該事業所の開所時間には必ず1名以上の配置が必要 ※常勤・非常勤の別は問わない

相談支援専門員の資格

相談支援専門員として活動するためには、
実務経験要件と相談支援従事者研修の修了が必要です。

実務経験要件

- 相談支援業務：5年以上又は直接支援業務：10年以上

相談支援従事者研修修了

- 相談支援従事者初任者研修修了
- 相談支援従事者現任研修修了（初任者研修修了の翌年度から起算して5年毎に受講）

※実務経験要件については、有資格者等の場合、短縮することが可能です。

相談支援専門員の兼務について

国の基準では、相談支援専門員が業務に支障がない場合で、他事業と兼務するとき、兼務先の事業所の利用者に対して、モニタリング等を行うことは出来ません。

ただし、横浜市では相談支援専門員が不足している状況を受け、その他市町村がやむを得ないと認める場合の特例として、直接支援に携わらない利用者については、モニタリング等を行うことを可能としています。

※上記の取扱いは特例的な措置です。今後、取扱いが変更になる可能性があることをご留意ください。また、基本的には、公正中立な立場を確保する観点から国基準が望ましいです。

従業者・管理者について

計画相談支援事業所A

相談支援専門員



- ・サービス提供事業所Bと兼務
- ・サービス提供事業所Bでは利用者①と②に対し直接支援を担当

サービス提供事業所B



利用者① 利用者② 利用者③ 利用者④

<国の基準>

利用者①、②、③、④すべてに対してモニタリング等ができません。

<横浜市特例>

利用者①、②に対してモニタリング等ができません。

利用者③、④に対しては直接支援を行っていないためモニタリング等ができます。

★直接支援に携わらない場合とは、直接支援の実態のみで判断するのではなく、職員の配置上においても直接支援を担当する職員として計上されていないことをいいます。

ただし、訪問系サービスで利用者の担当が固定されている場合や、日中系サービスで勤務日が交わらない場合など、直接支援に携わらないことが明確な場合はモニタリング等を行うことは可能としています。

計画相談支援事業の報酬

計画相談支援における報酬体系

基本報酬

- サービス利用支援費（計画作成費）
- 継続サービス利用支援費（モニタリング費）

加算

- 体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算など）
- その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算など）

基本報酬について

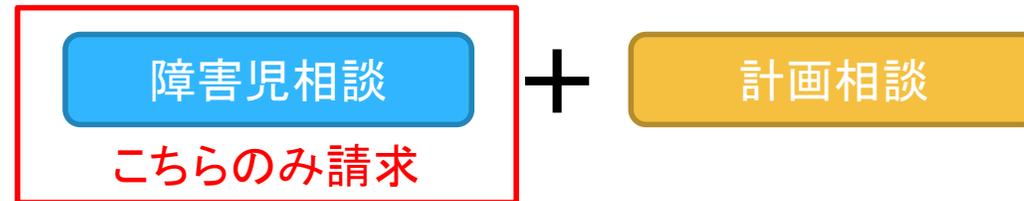
計画相談支援給付費の基本報酬は、サービス利用支援費（計画作成費）と継続サービス利用支援費（モニタリング費）の2種類です。

この2種類にそれぞれ、機能強化型と呼ばれる（Ⅰ）～（Ⅳ）の区分があり、それぞれ報酬単価が異なります。

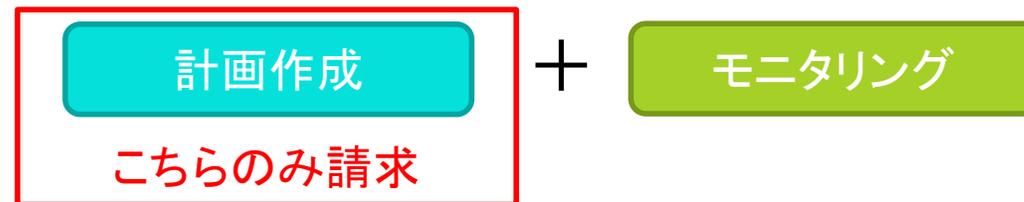
計画作成費	単位/月	モニタリング費	単位/月
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,308単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,408単位

基本報酬について（補足）

計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。



ひと月に計画作成とモニタリングを両方行った場合は、原則、計画作成費（サービス利用支援費）のみの請求となります。



機能強化型サービス利用支援費について

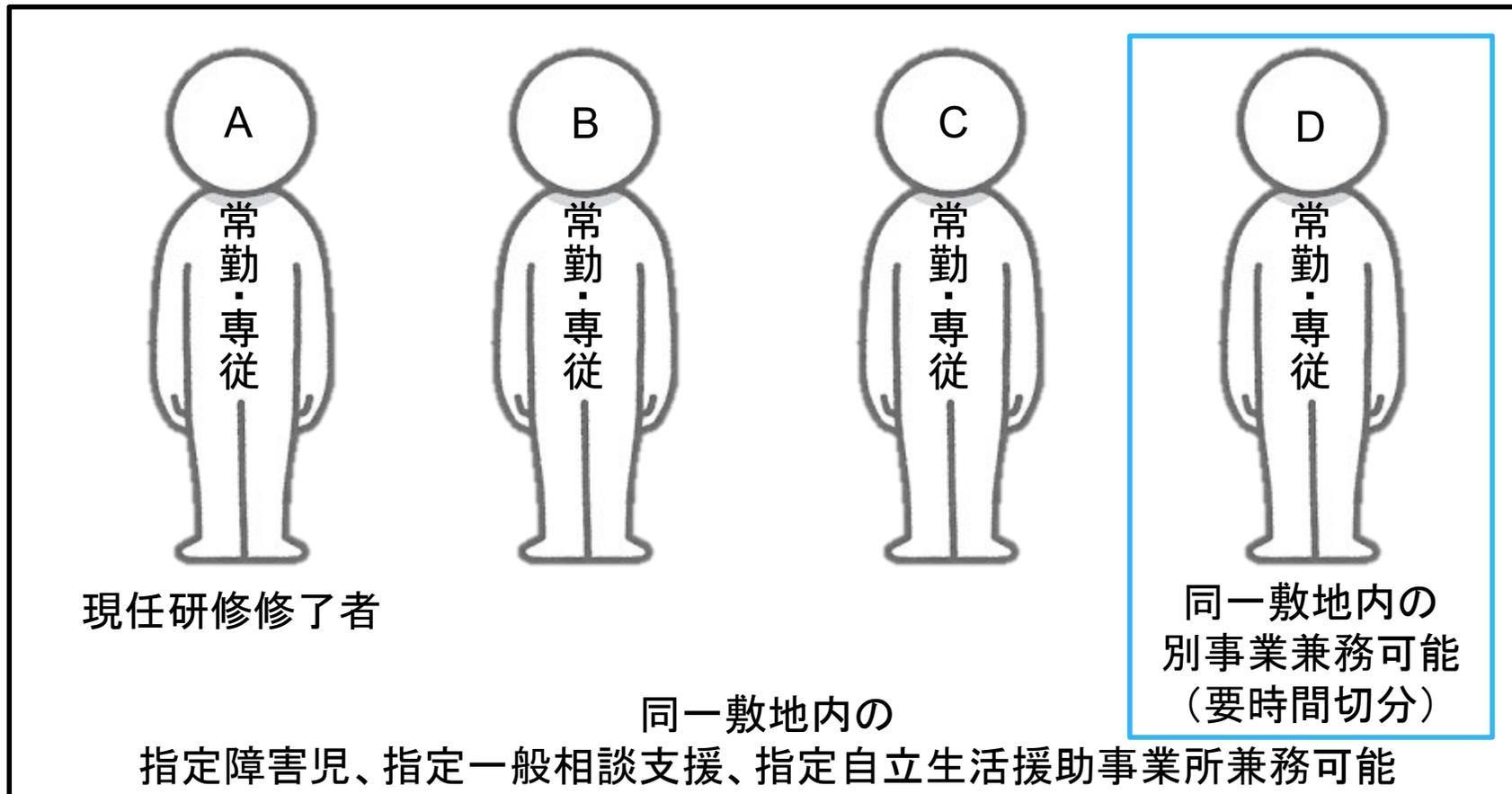
機能強化型（継続）サービス利用支援費とは、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

算定するためには、各区分で定められている、人員配置要件並びに会議を定期的に行っていることや研修実施、困難ケースの受入、基幹相談支援センター等との連携などが求められています。

なお、一事業所で要件を満たすことが難しい場合は、常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置した上で地域生活支援拠点等を構成する他事業所との協働体制により要件を満たし算定することも可能です。

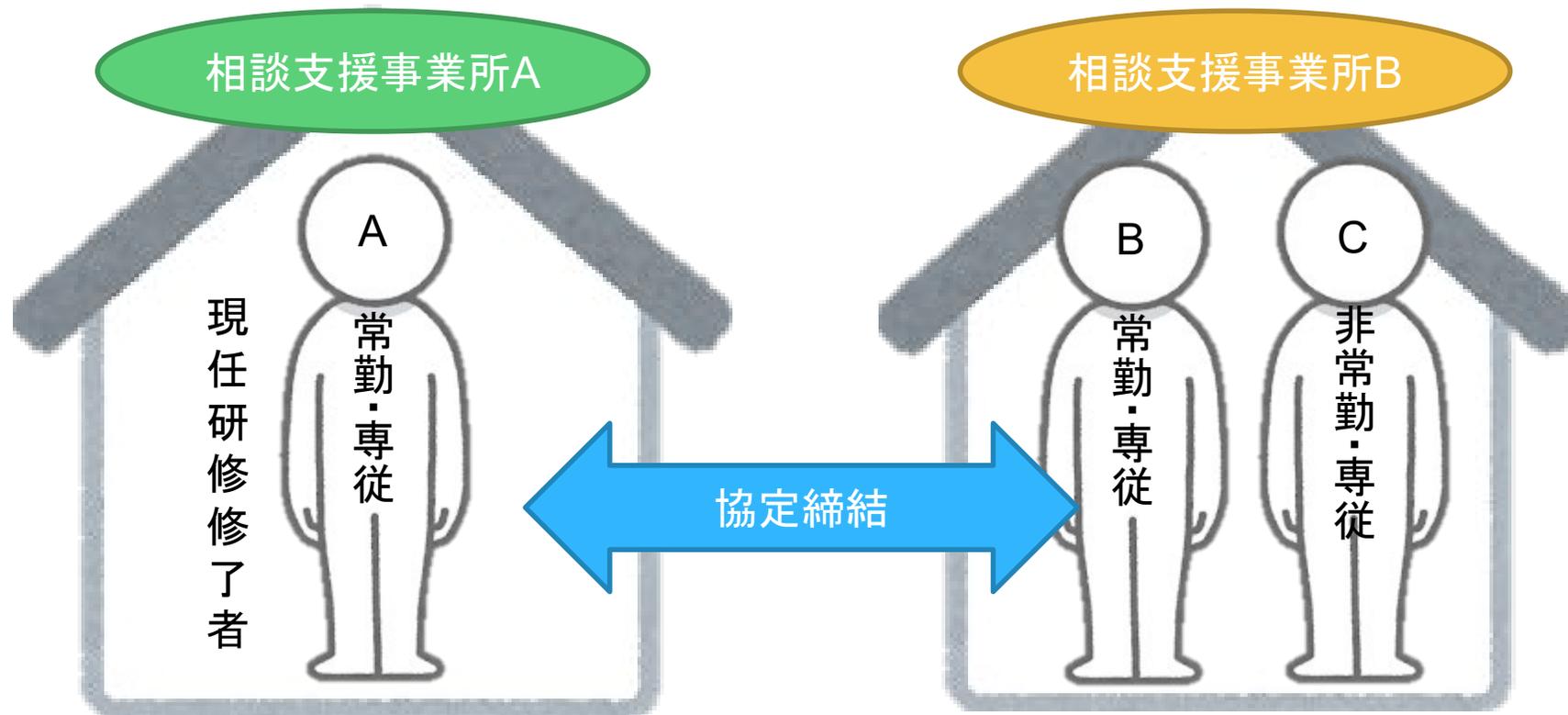
機能強化型サービス利用について

機能強化型（継続）サービス利用支援費（I）人員体制



機能強化型サービス利用について

協働による機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）人員体制



※それぞれの事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置することが必要

加算について

要件を満たし体制届の事前提出必須！その上で算定可能！

体制加算

- 行動障害、要医療児者、精神障害者、高次脳機能障害者支援体制加算
- ピアサポート体制加算、主任相談支援専門員配置加算

その他の加算

- 初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算、医療・保育・教育機関等連携加算 など

要件を満たした上で算定可能！

体制加算について

加算名	単位/月
行動障害支援体制加算	
要医療児者支援体制加算	対象者あり：(Ⅰ)60単位
精神障害者支援体制加算	対象者なし：(Ⅱ)30単位
高次脳機能障害者支援体制加算	
ピアサポート体制加算	100単位
主任相談支援専門員配置加算	中核的な役割：(Ⅰ)300単位 上記以外：(Ⅱ)100単位

体制加算を算定するためには、各加算で定められている研修を修了した相談支援専門員等の配置や各種要件を満たす必要があります。

また、各障害特性を有する者から利用申込があった場合に、対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

その他加算について

加算名		単位
初回加算		300単位/月
退院・退所加算		300単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	(計画作成) 200単位/月 (モニタリング) 300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
サービス担当者会議実施加算		100単位/月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)	300単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	150単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供以外	300単位/月
	情報提供	150単位/月

その他加算について

加算名		単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位/月
集中支援加算	訪問・会議開催・参加	300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位/回
地域体制強化共同支援加算		2,000単位/回
地域生活支援拠点等機能強化加算		500単位/回
利用者負担上限額管理加算		150単位/回

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

(厚生労働省資料の抜粋)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

- 医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

- 利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

- 関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

(厚生労働省資料の抜粋)

さいごに・・・

横浜市ホームページについて

横浜市では計画相談支援事業について、事業者向けと利用者向けのページを作成しています。

【計画相談支援事業者向けホームページ】

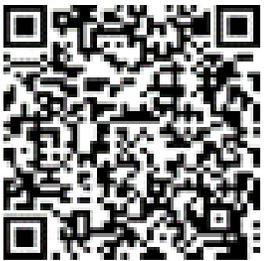
「横浜市 相談系サービス」

業務ガイドラインをはじめとする指定特定相談支援事業所向けの情報を掲載。
新規に計画相談事業所の開設を検討している方向けの情報も掲載中！

【計画相談利用者向けホームページ】

「横浜市 障害者 相談支援」

市内指定特定相談支援事業所リストや各事業所における受入可能状況のリストなどを掲載しています。



業務ガイドラインについて

横浜市では、厚生労働省より示されている法や規則、基準、通知等に基づき「横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談）『業務ガイドライン』～障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール～」を作成しています。

業務ガイドラインは横浜市が指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に求める基本ルールをまとめたものです、必ずご確認ください。（併せて最新の基準省令や報酬告示等のご確認もお願いいたします。）

【業務ガイドラインの掲載場所】

「横浜市 相談系サービス」ホームページ
相談支援事業所のみなさま>マニュアル等

